

# 一般社団法人日本福祉のまちづくり学会

平成 23 年 5 月 30 日制 定

平成 26 年 6 月 28 日一部改正

平成 27 年 10 月 18 日一部改正

平成 30 年 10 月 15 日一部改正

令和 2 年 6 月 12 日一部改正

令和 5 年 9 月 29 日一部改正

令和 6 年 6 月 6 日一部改正

## 支 部 ・ 委 員 会 会 計 規 則

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「学会」という。）の支部・委員会会計に関しては、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定款（以下「定款」という。）、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### （目的）

第 1 条 この規則は、学会の各支部・各委員会における運営に関して、必要な経費（支部支援費、謝金、交通費等）についての事項を定めることを目的とする。

### （支部支援費の支払いについて）

第 2 条 学会本部（以下「本部」という。）は、総会が終わり次第、6月末までに各支部の求めに応じて支援費を指定口座に振り込むものとする。

2 支部開催のイベントが、理事会または総会時の年間計画と大きく異なる場合は、イベント直近の理事会（理事会・代議員会運営規則第 3 条記載のメール理事会を含む）の承認を得ることとし、軽微な事業変更は支部の判断で行うものとする。

3 公開のシンポジウム・研究会等の運営に必要となる経費については、原則として資料代や参加費の徴収をもって充てることとする。

4 「情報保障・保育託児費」は支援費とは別に、情報保障・保育託児を依頼

する委託先（団体・個人）へ本部又は支部から支払うものとし、「情報保障・保育託児費」は目的以外には使用できない。

5 支部出納帳は通帳と連動している必要があり、本部支払のものは記載しない。本部支払い分は本部の出納帳に「〇〇支部支援費」として記載し、本部が領収書を保管するものとする。なお、本部からの振込は原則としてイベント開催後とする。（先払いが必要な場合は本部と事前相談のこと。）

6 支部が理事会に会計報告をする時は支部支出である旨を報告する必要がある。出納帳をエクセルで管理し、2シート目に「本部支払い分」として記載し、会計報告に加算して作表するものとし、決算時の支援費の合計はシート1+シート2となるようにする。

（講師が非会員である場合の交通費等と謝金等について）

第3条 交通費（旅費含む）は必ず領収書（領収書の宛名は日本福祉のまちづくり学会と記載のもの）の提出を要する。提出できない場合は支払うことはできない旨を事前に講師依頼の際に伝えること。ただし、片道 100km 未満の場合は yahoo 路線料金等に準拠して支払うことができるが、その場合は本人から支払明細もしくは領収書をもらうこととする。

2 謝金を支払うときは、本部又は支部から源泉所得税徴収額を引いた金額を講師に振込むこととする。

- ・非会員講師への謝金額は期間、時間に関わらず原則として 10,000 円とする。但し講師の所属先等により講師単価が定められている場合等、特段の事情がある場合はこの限りではない。
- ・領収書の但し書きには、源泉所得税徴収額を必ず明記する。
- ・支部が謝金を支払う場合にはその旨を本部に通知し、源泉所得税徴収額の確認を行う。
- ・謝金 10,000 円の場合、「領収額面は 10,000 円」、但し書きには「うち源泉 1,021 円含む」と明記し、振込額は 8,979 円となる。

（会員への交通費等と謝金等について）

第4条 原則として、会員への謝金は支払わない。なお、移動が 100km を超える場合には交通費（旅費含む）を支払うことができる。その場合は必ず領収書（領収書の宛名は日本福祉のまちづくり学会と記載のもの）の提出を要する。

100km未満の場合は、会員への支払いは不要とする。

2 活動遂行上やむを得ず会員に支払うべき交通費（100 km未満）、謝金等<sup>\*1</sup>が発生する場合は、参加費等<sup>\*2</sup>で賄うこととする。（※1 ここに示す謝金等とは、講演や登壇に対する謝金のほか、会誌の原稿執筆料、資料作成、活動実施に伴う当日作業、事前準備、事後処理の労務に係る費用を含む。※2 ここに示す参加費等とは、活動の際に徴収する参加費、会費、資料代、協賛金、補助金、寄付金を指す。）

（アルバイト代の支払い）

第5条 アルバイトを雇う場合には、原則として参加者の参加費等で、そのアルバイト代と交通費を賄うこととする。

（学会誌への原稿依頼に対する執筆者への謝金について）

第6条 学会誌への原稿依頼に対する執筆者への謝金は、必ず源泉徴収が必要であり、本部から源泉徴収税額を引いた金額を執筆者に振込むこととし、平成25年1月より源泉徴収税額は、所得税法に定められた額とする。

- ・非会員の執筆者への基本謝金額は1頁（1,600文字）4,000円とし、上限額を20,000円とする。
- ・会員の執筆者への謝金は不要とする。

（学会誌の広告収入について）

第7条 学会誌への広告掲載に伴う広告収入については、次のとおりとする。

- ・贊助会員 30,000円（A4版1頁年間3号掲載）  
10,000円（任意の1号のみ掲載）
- ・非会員 50,000円（A4版1頁年間3号掲載）  
17,000円（任意の1号のみ掲載）

なお、広告収入は学会誌制作費用に充てるものとし、詳細は別紙「会誌『福祉のまちづくり研究』広告募集要項」のとおりとする。

（査読に対する謝礼）

第8条 論文委員会から査読論文の依頼に対し、査読者への謝礼は1論文2,000円とする。

（緊急助成金）

第9条 突発的に起こる地震等の災害に対する調査支援については、学会とし

て災害研究・支援委員会を中心に取り組むこととし、調査支援費については学会予算積立金より上限30万円を限度とし、学会長の承認を得て緊急助成できるものとする。

(緊急支援金)

第10条 突発的に起こる地震等の災害に対する支援については、物資並びに支援金を拠出するために、この目的により集められた寄付金等の中から被災地域支部長の下、学会長の承認を得て緊急支援できるものとする。ただし、支援予算は集められた寄付金等の総金額内とする。

2 学会主催（支部・委員会主催も含む）の各種セミナー、講演会、シンポジウムにおいて、災害支援を目的とする寄付をお願いし、集められたものを災害支援金の原資とする。また、全国大会時に学会本部支援費で予算より残額が出た場合に、一部を災害支援金に回すことができるものとする。

(その他)

第11条 以上の各条に関わる事項のなかで、特別な事由が認められる場合は、会長および副会長との協議により、本規則の基準外の支出を認めることができる。

(規則の変更)

第12条 この規則の変更は、理事会において行う。

## 附則

- 1 本規則は、平成23年5月30日から施行する。
- 2 本規則は、平成26年6月28日から一部改定施行する。
- 3 本規則は、平成27年10月18日から一部改定施行する。
- 4 本規則は、平成30年10月15日から一部改定施行する。
- 5 本規則は、令和2年6月12日から一部改定施行する。
- 6 本規則は、令和5年9月29日から一部改定施行する。
- 7 本規則は、令和6年6月6日から一部改定施行する。

別表

記載日 年 月 日

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会事務局宛

### 振込依頼票

※ 年 月 日『会誌委員会・ 特別研究委員会 セミナー・勉強会名： 』

講師(執筆者)謝礼として 円 (振込額 円・源泉徴収額 円)

氏名	
勤務先名称	
所属	
電話 勤務先またはご自宅	
ご自宅住所	

金融機関	
支店名	
口座名義	
口座名義 カタカナ	
預金種目	普 当 (○をつけてください)
口座番号	